

令和6年2月2日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、日本医師会より、標記について情報提供がありました。

さて、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の開始に向けて、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が本年1月25日に公布され、4月1日より施行されます。

一部改正の主な内容としては、改正介護保険法により指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けることが可能とされたことや地域包括支援センターが行う総合相談支援事業の一部委託が可能とされたことに伴う事項、介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項、介護サービス情報公表制度における公表事項の追加等となっております。

については、貴会におかれましても、本件をご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- 「介護保険法施行規則の一部を改正する政令等」の公布について（通知）
(令6.1.25 老発0125第1号 厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737